

4福第247号
令和4年6月28日

介護保険事業所開設者様

箕輪町役場福祉課

令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について（通知）

日頃から、町福祉サービスにご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知（令和4年3月11日一部改正、令和4年5月16日一部改正））により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和3年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

＜介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所＞

- (1) 実績報告書 確認表（別紙様式1-2）
- (2) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式3-1）
- (3) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）
（別紙様式3-2）

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和4年8月1日（月）

4 提出先

箕輪町役場 福祉課 介護保険係（8番窓口）

5 各種通知・様式について

・様式については県の様式を準用してください。

※「長野県」と記載のあるものは「箕輪町」と読み替えてください。

○長野県ホームページ掲載URL

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

6 留意事項

- (1) 介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シートは提出を不要としますが、参考で添付しますので、実績報告書作成の際にご活用ください。
- (2) 提出が必須となる「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3-1）」及び「介護職員等特定処遇改善加算実績報告書（別紙様式3-2）」については、1つのエクセルファイルにシートごとになっています。
- (3) 計画書及び実績報告書の基準額が変更となる場合の記載方法について、介護保険最新情報 Vol.993 に Q&A が示されていますので、該当する場合は実績報告書（様式3-1）の⑥その他欄に変更前後の基準額及び変更理由を記載してください。
- (4) 特定加算の配分ルールについて、介護保険最新情報 Vol.941 に Q&A が示されていますので、該当する場合は実績報告書（様式3-1）の⑥その他欄に理由を記載してください。

7 その他

- ・ 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。（例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。）
- ・ 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

箕輪町役場 福祉課 介護保険係 担当 正木 美幸 電話 0265-79-3111（内線 1432） メール fukushi@town.minowa.lg.jp
--